

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目 5 番 4 号赤坂室町ビル

氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 7 年 3 月 26 日

許可の有効年月日 令和 14 年 3 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分 : 処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

- ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上 6 種類)
- イ { 圧縮 : 金属くず(空き缶に限る。) (以上 1 種類)
圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (以上 5 種類)
- ウ 溶融 : 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) (以上 1 種類)
- エ 切断 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず (以上 6 種類)

(上記のいずれの処分方法も、特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物、
廃バッテリー、廃蛍光灯、廃乾電池を除く。)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目 12 番 12 号、12 番 22 号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 5 時から 17 時までとし、処理施設の稼働時間は 6 時から 15 時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8 年 3 月 26 日 新規許可
令和 7 年 3 月 26 日 更新許可 第 5 回

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

都認定番号: 6-23-C0006

産廃エキスパート

(裏面)

許可番号 13-20-032186号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	25.2 (t/日)	46.1 (t/日)	R1.7.29	産施第353号	平成31年4月22日
	紙くず	18.2 (t/日)				
	繊維くず	7.76 (t/日)				
	ゴムくず	22.7 (t/日)				
	金属くず	36.4 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	43.6 (t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(空ビンに限る。)	16.0 (t/日)	—	H8.3.1	—	—
破 碎	廃プラスチック類	0.115 (t/日)	0.115 (t/日)	H19.9.13	産施第353号	平成31年4月22日
	金属くず	0.116 (t/日)				
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	9.95 (t/日)	—	R3.9.15	—	—
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	3.72 (t/日)	—	R3.9.15	—	—
圧縮・梱包	廃プラスチック類	43.3 (t/日)	75.7 (t/日)	H18.2.24	—	—
	紙くず	151 (t/日)				
	木くず	134 (t/日)				
	繊維くず	161 (t/日)				
	金属くず	69.0 (t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	20.5 (t/日)	—	H20.1.11	—	—
溶 融	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)	1.60 (t/日)	—	H18.2.24	—	—
切 断	廃プラスチック類	2.08 (t/日)	7.54 (t/日)	H17.3.1	—	—
	紙くず	2.06 (t/日)				
	木くず	1.32 (t/日)				
	繊維くず	1.23 (t/日)				
	ゴムくず	1.10 (t/日)				
	金属くず	2.23 (t/日)				

(以下余白)